

平成20年5月15日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
 代表者名 代表取締役社長 笹原 政勝
 (コード番号：6324)
 問合せ先 常務執行役員 長井 啓
 TEL. 03-5471-7810

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成20年6月20日開催予定の2007年度定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行までに端株を廃止するため、現行定款の一部変更及び附則の新設を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線__は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
第2章 株式及び端株 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、 <u>株式及び端株につき株主名簿管理人を置く。</u> 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、 <u>端株原簿</u> 、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び <u>端株</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、 <u>端株原簿への記載または記録</u> 、 <u>端株の買取り</u> 、 <u>その他株式及び端株</u> に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。	第2章 株式 (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

現行定款	変更案
<p>第7章 計算 (剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>附則 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算 (剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>附則 第1条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の前日をもって、1株に満たない端数については、これを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</p> <p>第2条 第2章の章題、第9条、第10条、第45条、第46条の変更は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の前日に効力を生ずる。</p>

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成20年6月20日(金曜日) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成20年6月20日(金曜日) |

以上